

クリーニング師研修等事業ワーキンググループ開催要綱

1 目的

衣料素材の多様化や加工技術の複雑化、利用者ニーズの変化への対応など経営上の課題に対応するための知識及び技能の向上を目的に、昭和63年のクリーニング業法の一部改正によりクリーニング師等研修制度が設けられたところである。

当該研修制度について本年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて指摘がなされたことから、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行うため、有識者等関係者の参加を求めて「クリーニング師研修等事業ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2 ワーキンググループの構成等

- (1) 生活衛生関係営業の振興に関する検討会の下にワーキンググループを設置する。
- (2) 構成員については別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。
- (3) 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。
- (4) 必要に応じて、構成員の変更を行うことができる。

3 検討事項

- (1) クリーニング師研修等事業の在り方について
- (2) クリーニング師研修等事業の研修内容について
- (3) その他

4 その他

- (1) ワーキンググループの庶務は、健康局生活衛生課において行う。
- (2) ワーキンググループは、原則公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 本要綱に定めるものの他、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、座長が健康局生活衛生課と協議の上定めることとする。